六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの		
	室内用履物	二四%	Pn
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B 10
六四〇三・五九	その他のもの		
	スリッパその他の室内用履物		
	スリッパ		X
	その他のもの	二四%	B 10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの		
	中底が一九センチメートルを超えるもの	二一・六%	B 10
	その他のもの		
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	Pn
	その他のもの	二一・六%	B 10
	その他の履物		
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの		
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二一・六%	B 10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二四%	B 10
六四〇三・九九	その他のもの		
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの		
	中底が一九センチメートルを超えるもの	二一・六%	B 10
	その他のもの		
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	Pn
	その他のもの	二一・六%	B 10
	その他のもの		
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二四%	B 10
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）		
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B 10
六四〇四・一九	その他のもの		
	甲に毛皮を使用したもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	二四%	Pn
	その他のもの		X
	その他のもの		
	地下たび	六・七%	Pn
	キャンバスシューズ	六・七%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
	甲に毛皮を使用したもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	Pn
	その他のもの		X
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）		
	キャンバスシューズ		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	一七・三%	Pn
	その他のもの		X
	その他のもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	Pn
	その他のもの		X
	その他のもの	六・七%	Pn
六四・〇五	その他の履物		
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10
	その他のもの		X
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	八%	B 10
	その他のもの	三・四%	B 10
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの	三・四%	B 7
六四〇五・九〇	その他のもの		
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
	甲に毛皮を使用したもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	本底が革製のもの		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの	八%	B 10
	その他のもの	三・四%	B 10
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（しんを除く。）		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三・四%	B 10